

ビデオで学ぶ

[実務ポイント] シリーズ

第

9

巻

—ある銀行員の現金着服事件—

ケースで学ぶ 不祥事防止



ビデオで学ぶ

[実務ポイント] シリーズ

第 9 卷

—ある銀行員の現金着服事件—

ケースで学ぶ 不祥事防止

目 次

- 第1章 後を絶たない不祥事 4
- 第2章 不祥事の具体例 5
- 第3章 不祥事の実態と原因 10
- 第4章 不祥事の代償 12
- 第5章 不祥事の防止に向けて 14
- 第6章 参考法令 16

後を絶たない不祥事

「コンプライアンス」、「内部統制」、「企業の社会的責任」が声高に叫ばれつつも、預金の着服など金融機関の不祥事が後を絶ちません。

金融庁が公表する「行政処分事例集」（平成21年1月19日）によると、「職員による横領」のみでも、平成15年度は11件、平成16年度は18件、平成17年度は21件、平成18年度は32件、平成19年度は15件と、絶えず発生しています。

また、「職員による横領」以外にも、「職員による浮貸し」、「職員による顧客情報の不正持出」といった事件が公表されています。

そして、これらの事件を起こした金融機関に対し、場合によっては業務改善命令といった厳しい行政処分が下されています。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関において、このような不祥事は決してあってはならないことであることは言うまでもありません。

一人の職員の不祥事が、同僚や上司などの役職員、預金・融資等の取引をいただいているお客さま、株主、家族や親戚ほか多くの関係者に多大な迷惑が及ぶことを、日頃から肝に銘じておかなければなりません。

不祥事の具体例

不祥事が起きた金融機関では、自社のホームページにその調査結果を報告・公表しているところも多くあります。

それらの内容から、金融機関における「不祥事の実際」を紹介します。

不正が発覚・判明する過程も含め、このような実態を「他山の石」として学習しておきましょう。

- ◎本店営業部職員（男性）が、お客さまから預かった定期積金の掛金や普通預金等への預入金を着服、また定期預金の満期継続の際に証書金額を改ざんし一部を着服していた。着服金額は約7,800万円に上る。
- ◎関連会社から派遣された事務社員（女性）が、事務処理端末機を操作し、預金者の通帳・証書を不正に作成した後、伝票等を偽造し現金約500万円を着服していた。預金者から「覚えのない出金取引がある」との申出があり、行内調査を行ったところ預金の着服が発覚した。消費者金融等から多額の借入金があり、事件の発覚遅延、攪乱を狙い、詐取に伴う伝票を抜き取り、破棄していた。
- ◎営業担当（男性）が、お客さまの預金を着服し、別のお客さまに約1,000万円を貸し付けていた。

- ◎出納担当者（女性）が現金を一時着服のうえ、父親の預金口座に220万円を入金していた。
- ◎融資担当代理（男性）が、お客さまに融資が承認されたと虚偽の説明をしたことから、自己の保身を図るため、別のお客さまから金銭を借り入れ、2,000万円を貸し付けていた。
- ◎女性職員が、支店内の現金200万円を抜き取り着服していた。
- ◎本店営業部職員（男性）が、お客さまから預かった定期積金の入金額260万円を着服していた。定期積金延滞口座の引上げ照合のためお客さまの定期積金証書の引上げを行ったところ定期積金の領収日記載に不明な点があり、本人に問いただしたところ着服を自供し発覚した。
- ◎20代の女性職員が約1億2,000万円を着服した。業務後の精査にて現金不足が判明し、内部で調査したところ着服が判明した。
- ◎男性職員が約1,300万円の普通預金集金分を着服した。
- ◎女性職員が税金等納付金を着服・流用していた。着服金は、消費者金融への返済および生活費等に充当していた。
- ◎渉外担当者（男性）が「定期預金の満期継続処理等の際にいったん解約処理等を行い現金化し、その現金をお客さまに届け、再度定期預金の再契約金等として預

かった現金を着服」、「定期積金の解約を依頼された際に解約金を指定された口座へ入金せずに着服」という手口で約2,000万円を着服していた。事件は「お客さまが定期預金証書を受け取るまでに相当日数がかかったという話を聞き確認したところ、現金を預かった際に発行しなければならない受取書が発行されていなかった」、「お客さまから定期預金の利息額の照会があり確認したところ、該当する定期預金の履歴が元帳にない」ことから発覚した。これにより職員は懲戒解雇になったほか、上司の支店長等の降職・降格、役員の報酬減額などの処分が行われた。

- ◎職員(女性)が、お客さまの預金60万円を不正に引き出し、着服していた。着服日にお客さまから取引内容に関する照会があり、内部調査を行ったところ判明した。
- ◎職員が1億6,000万円を横領したほか、A T Mから約2,000万円を窃盗していた。



- ◎派遣社員が、友人・知人に架空の高金利の運用を持ちかけて、定期預金の満期金や現金約3億6,000万円（累計）を着服していた。派遣社員は定期預金に預けたように見せかけるため、偽装表示を行った通帳を交付して隠蔽を行った。着服金は家具・調度費用、衣服・装飾品代、交際費、生活費のほか、借入金の返済などに使用された。お客さまが預金残高を照会したところ残高が不一致であったことから発覚した。

- ◎渉外担当者（男性）がお客さまの定期預金等の預入金約8,600万円を着服・流用していた。

- ◎行員（女性）が、行内の支払準備金から約200万円を抜き取り、着服していた。着服日当日から行内調査が行われ、翌日には着服の事実が判明した。着服金は全額弁済されたが、銀行は行員を懲戒解雇処分とし、警察への通報を行った。

- ◎貸付担当者（男性）がお客さまの定期預金を無断で解約して約1億2,000万円を着服し、貸付等に流用していた。

- ◎職員が「定期預金を作成する」と偽って現金を預かるなどの手口により知人から約500万円を着服していた。

- ◎男性職員がお客さまの投資信託購入資金50万円を流用し、流用した資金を知人に一時的に融通していた。

- ◎職員（男性）が、お客さまの預金約800万円を不正に引き出し、他のお客さまの貸付資金に流用していた。内部監査により発覚した。

- ◎職員（男性）が、お客さまの預金300万円を着服していた。お客さまから金融商品の購入資金として通帳と払戻請求書を預かったが購入手続きを行わず、自己の借入金返済等のために使用した。お客さまから取引内容に関する照会を受け、内部調査を行ったことから発覚した。
- ◎職員（男性）が、家族・お客さまの預金約3,000万円を着服していた。
- ◎職員が、オンライン端末機を不正操作して預金担保貸付を装い、約1,200万円を騙し取った。
- ◎得意先担当の行員（男性）が、お客さまの名義を不正使用したローンの借入れやお客さまから預かった投資信託の買付金、定期預金の預入金、ローンの一括返済資金を着服するなどにより、約5,300万円を着服・流用していた。

